

## **[事案 30-8] 新契約無効請求**

・平成 30 年 8 月 8 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時に、保険料の減額が出来ないとの説明がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 12 月に契約した引受基準緩和型医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約後に保険料が減額できないことについて、契約時に説明がなく、パンフレットや注意喚起情報にも記載がなかった。
- (2) 入院給付金日額の減額について、具体的な記載がなく、減額できるかどうか、また減額の幅が不明である。

### **<保険会社の主張>**

パンフレットや申込書には、本契約よりも入院給付金日額が低いコースには年齢制限があることは明記されており、申立人の年齢において減額できないことは十分に認識できるため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約時はより低い金額での契約後に保険料を減額することができると申立人が誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。